The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	国際法上の自衛権と累積理論 ： 自衛権行使に対する抑制的効果の検討
Author(s)	吉良, 悟
Citation	大阪大学, 2021, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/81932
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　　吉良　悟　　）	
論文題名	国際法上の自衛権と累積理論―自衛権行使に対する抑制的効果の検討―

論文内容の要旨

本稿は、国際法上の自衛権論で議論される累積理論に焦点をあて検討したものである。累積理論を巡っては、肯定と否定の相反する見解が見られるように、その理解に混乱が生じている。本稿は、その混乱の所在を探究するとともに、次第に累積理論が支持を拡大しつつある理由が奈辺にあるかを分析したものである。具体的内容は以下の通りである。

はじめに、累積理論を議論する必要性について論じた後に、累積理論の構造を概観した。累積理論には、質的変化側面、均衡性側面、そして、時間的側面の3つの側面が存在しており、それぞれの側面に対して批判がなされている。

つづく第1章では、自衛権論の主要な論点に触れた後、累積理論の質的変化側面について検討した。今日、累積理論が議論される際は、ほぼ例外なくこの質的変化側面に着目される。すなわち、武力攻撃に至らない侵害行為が反復して発生することで武力攻撃を構成するというものである。累積理論の語を初めて用いたBowettの見解を基軸に累積理論についての学説の流れを見た後、質的変化側面が窺える国家実行を検討した。その結果、質的変化側面には、国家の自衛権行使に対して抑制的に作用する様子を把握することができた。

第2章では、均衡性側面について検討した。均衡性側面とは、反復して発生した侵害行為が武力攻撃を構成するか否かというものではなく、どれだけの規模の反撃が許容されるのかという反撃態様の議論である。自衛権論における均衡性の学説状況を踏まえて、累積理論に基づく武力行使がなされた事例の均衡性のあり方について分析した。その結果、均衡性側面は、見送った武力攻撃に対しても反撃を許すことになり、結果として自衛の範囲にとどまらない過剰な対応がとられる事態が頻発したことが明らかになった。これは、累積理論に対する否定的評価の一因といえる。

第3章では、時間的側面を検討した。累積理論は、時間的間隔のある事態を包括的に評価することを許すものである。それゆえに、自衛権行使に課せられる時間的制約が問題となる。ここでは、カロライン号事件後に提示されたウェブスター・フォーミュラに端を発する即時性を中心に学説状況を整理し、国家実行を分析することで、即時性を緩やかに解する立場が適当であるとの結論を導いた。

第4章では、累積理論が議論される契機となったニカラグア判決について検討した。ニカラグア判決で武力行使が区分されたことにより、「ニカラグア・ギャップ」が生じた。そして、そのギャップへの対応として累積理論に対する注目が高まった。判決からは、累積理論に対する肯定的な姿勢を看取することができ、また、判決が武力攻撃理解のために参照した侵略の定義に関する決議においても、累積的な見方がされていることを指摘した。つまり、国家実行だけではなく、判例や武力行使を規律する規範において、累積理論は受容されているのである。

第5章では、ニカラグア判決が示した報告要件の重要性を累積理論の視点から検討したものである。報告要件は、自衛権行使国が自国の武力行使について説明するものである。ニカラグア判決以前にあっては、各国は自衛権行使後の報告を軽視するきらいがあった。しかし、ニカラグア判決により報告の有無が、自衛として行動したか否かを示す要素として扱われたことで各国は報告を重視するようになったのである。これに伴って、広く見られるようになった実行が「『事前』報告」である。この「『事前』報告」は、各国の自衛権行使に至るまでの認識が客観化されるものである。そして、「『事前』報告」は発生した事態を累積的に捉えなければ意味をなさない実行なのである。

第6章では、これまでの検討を踏まえて、累積理論の再評価と課題を検討した。結論として、累積理論を巡る混乱の原因は、論者が均衡性側面にとらわれていたことを指摘した。また、否定的評価が大勢であった累積理論が今日支持を拡げている理由は、質的変化側面の抑制的側面が、武力行使の区分を維持することになり、「ニカラグア・ギャップ」と調和したからである。こうして、累積理論は、今日、武力攻撃に至らない侵害行為の被害国にとって、現実的な対応方法となっているのである。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（ 吉良 悟 ）			
論文審査担当者	（職）		氏　名
	主 査	教 授	真山 全
	副 査	教 授	村上 正直
	副 査	准教授	和仁 健太郎

論文審査結果の要旨

１．論文の検討対象

自衛権は、国際関係に於ける個別国家による武力行使のほとんど唯一の法的根拠である。自衛権行使には、通説的には武力攻撃発生を要するから、何が武力攻撃を構成するかを明らかにしなければならない。そうした武力攻撃の定義問題の内で最も論争的なものの一として累積理論の妥当性問題がある。小規模の事態(events)に自衛権で対応せず、その累積を全体として一個の武力攻撃と認識し、これに対し自衛権で反撃することを認めるのが累積理論である。累積理論は、過ぎ去った事態についても後から反撃を許容するものであると非難されてきた一方、いわゆるニカラグア･ギャップへの現実的対応として評価されているように、その妥当性を巡り議論が続いている。

吉良悟学生提出論文「国際法上の自衛権と累積理論－自衛権行使に対する抑制的効果の検討－」(全164頁)は、従来の議論の混乱の原因を指摘するとともに、累積理論を評価するための新しい視角を提示し、更に進んで累積理論には自衛権行使を抑制させる効果が認められることを見いだした。

２．論文の構成及び概要

吉良論文は「はじめに」で、1986年のニカラグア事件国際司法裁判所(ICJ)判決が武力行使を武力攻撃とそれに至らない武力行使に区分したことから、武力攻撃に至らない武力行使には自衛権で対抗できないというニカラグア･ギャップの存在が認識され、それへの対応として累積理論に改めて関心が向くようになったという。その上で、累積理論を「質的変化側面」、「均衡性側面」及び「時間的側面」の三側面に分けて検討すべきとするが、これは独創的な分析手法といってよいであろう。

第1章「質的変化側面」は、武力攻撃に至らない事態が累積して武力攻撃に質的に変化する側面を扱う。質的変化を認めると、個々には自衛権では対抗できない小規模侵害も後からまとめて自衛権で反撃できるようになるから、武力行使範囲の拡張となると非難する見解が少なくない。しかし、吉良論文は、質的変化を承認しないと、小規模侵害の被害国は常に泣き寝入りを強いられ、それを避けるため武力攻撃の敷居を下げる解釈が広がっていくとする。そうなれば些細な侵害でも自衛権で反撃し、却って武力行使禁止原則の意義を低減させるという。そこで、累積による質的変化を承認する方が自衛権行使の抑制となり、被害国泣き寝入りの法的不均衡の是正にもつながるという興味深い評価をする。論文副題に見える抑制的効果とはこのことである。

累積理論には、自衛権の均衡性は、直近侵害との均衡性ではなく過去の一連の事態の侵害の積算分との均衡性で判断されなければならないという「均衡性側面」もある。第2章では、この累積的均衡性判断、即ち、個々の行為は既に武力攻撃であって、従って自衛権で直ちに反撃できるがこれを見送り、まとめて大規模な反撃を一回行うという「武力攻撃の併算」の是非を論じる。吉良論文は、質的変化側面とは異なり、個々の行為が武力攻撃であって自衛権で反撃が許容されているにもかかわらず見送るのであるから、正にそれは過ぎ去った事態であって、累積を認めないとする。第2章末尾では、この均衡性側面の問題性が累積理論に対する否定的評価につながっていったと述べる。これまで累積理論を各側面に分けてその受容可能性を論じたものは少なく、均衡性側面のもたらす不都合故に累積理論を全否定する論調もあったのであるから、均衡性側面を排除した累積理論が受容されうるとしたのは重要な指摘となる。

第3章「時間的側面」では、時間的に接合して生じた行為を一個の事態として扱う場合を検討する。区別されうる別個の事態の累積に新たな効果を与える前二章の扱う側面と類似するが、吉良論文のいうように事態の時間的接

合の側面は、それらとは異なるというべきであろう。これは、自衛権行使の必要性(即時性)要件充足判断の際に何を一単位の武力攻撃と考えるかという問題である。本章では、一個の事態とみなす範囲を拡大しすぎると必要性要件を無意味にしてしまうことを正しく指摘した上で、武力攻撃と自衛権による反撃の間に厳格な時間的近接性を要求することもまた非現実的であるという。

累積理論の三側面の検討に続き第4章「ニカラグア判決と累積理論」に於いて、累積理論が再び議論されるきっかけとなったニカラグア事件ICJ判決と他の関連判決の分析がなされる。ニカラグア事件判決が武力行使の二区分論を支持したことで、ニカラグア･ギャップと判決後に呼ばれるに至った間隙が注目され、それが累積理論の議論を活発化させたという認識が吉良論文の根底にある。第4章では、そのニカラグア事件判決自体が累積理論に肯定的であることを指摘し、その後のICJ判決も累積理論を否定することはなかったと評する。また、ニカラグア事件判決は明言しなかったものの武力による対抗措置も禁止されるなら、累積による質的変化を許容する累積理論でのみ右間隙での法的不均衡が是正されるとし、累積理論がICJ判例と調和すると結論するのである。

第5章「報告要件と累積理論」も、ニカラグア事件判決が自衛権行使の安保理事会への報告義務の重要性を再認識させ、そこから事前報告の国家実行が生じたことを論じる。そして、侵害が継続しており間もなく自衛権行使のやむなきに至るという事前報告には、累積理論を前提としなければ理解できないとした。安保理事会への報告は事後的で形式的なものとされていたが、事前報告実行に注目し、累積理論を諸国が援用していることの証拠として扱ったことは興味深い。

第6章「累積理論の再評価と課題」及び「おわりに」では、これまでの累積理論の議論の混乱が主に質的変化側面と均衡性側面を区別しないことに起因すると総括し、前者の側面における累積の法的効果は承認されるべきという。そして、ニカラグア･ギャップと質的変化側面に関する累積理論の組み合わせにより、自衛権行使範囲を拡張することなく法的不均衡是正が可能になるのであって、その意味で累積理論は再評価さるべきとした。他方、武力攻撃概念と同じく武力行使概念も必ずしも明確ではないことから、何が累積すれば質的変化を生むのか、また、累積理論によるとしてもそもそも非国家的実体への反撃が自衛権で説明されるべきかといった問題が残ると述べる。加えて、累積が質的変化をきたし武力攻撃になる臨界点が必ずしもはっきりしないこと、従って、必要性要件の充足時点の特定も困難になるのも問題という。しかし、これらはいずれも武力行使や武力攻撃の定義という自衛権論全体の問題であって、累積理論に固有の問題ではなく、ここで課題として挙げ、将来の検討にゆだねたのは妥当であろう。

３．評価

吉良論文は、自衛権行使としてなされる武力行使の合法性評価基準として主張されてきた累積理論を再整理するものである。そうするに際して、累積を三側面に分けたのは優れた着想で、それによったことでなお極めて論争的な累積理論の妥当性問題の全体を描き出すことに成功したといえる。また、質的変化側面との関連では、累積理論により自衛権行使が抑制されることがあるとしたのは、論理的にもその通りで興味深い指摘となった。

各章では学説、判例及び国家実行が詳細に紹介されている。特に、事前報告その他の国家実行については、それらの発見自体困難な作業であったと思われるが、ほぼ網羅的に紹介し、分析した。小競り合いの累積から大規模反撃を招くといった事例が今後も多く発生するであろうから、こうした国家実行紹介だけでも大きな意義がある。なお、質的変化側面での武力行使累積を肯定しつつ、均衡性側面における武力攻撃累積を否定するについては、更にいくらか説明を加えればより説得的となったであろう。また、質的変化側面と時間的側面の区別についても同様である。

以上のことから全体として評価すれば、吉良論文は、優れた手法で累積理論を評価したものであり、自衛権論に関する重要な学問的貢献と認められる。本論文により博士(法学)の学位を授与することができると審査委員会は全員一致で判断する。なお、本論文に剽窃がないことを確認した。　（了）